

ハラスメントのない快適な環境を 作り出すために…

「ハラスメントをなくす」 という意識を高めましょう

基本的な心構え

- ◆お互いの人格を尊重し、認め合ひましょう。
- ◆性別に関する固定観念をなくしましょう。
- ◆個人の価値観や宗教的な差異を相互に認め合ひましょう。
- ◆ハラスメントの意味や被害を十分認識し、適切に行動するように努めましょう。
- ◆日常的にコミュニケーションによる相互理解を深めましょう。

ハラスメントを起こさないために…

言動に対する受け止め方は 個人によって違うことを認識しましょう

- ◆言動に対する受け止め方には、個人により差があり、ハラスメントにあたるか否かについては、相手の判断が重要になります。
- ◆これぐらいなら相手も許容するだろうという勝手な憶測や思い込みはやめましょう。
- ◆たとえ悪意がなくても、あなたの言動を相手が拒否したり、嫌がったりしていることが分かった場合には、同じ言動を繰り返さないようにしましょう。
- ◆あなたの言動を不快、不当に思っているかについては、相手からいつも意思表示があるとは限らないことを十分認識しましょう。
- ◆学内だけでなく、学外でのゼミのコンパや職場の飲み会などにおいても言動に注意しましょう。

ハラスメント対応に関するQ & A

Q ハラスメントを受けたと感じたらどうすればよいですか？

A 一人で抱え込まないでください。

- ◆自分を責めたり、一人で抱え込んだりせず、どのようなことでも勇気を出して相談してください。
- ◆信頼できる身近な人に相談することもひとつの方法です。
- ◆ハラスメントを無視したり、受け流したりしているだけでは状況は改善されません。嫌なことは、相手に対してはっきりと拒否の意思を伝えることも必要です。
- ◆「いつ・どこで・誰から・どのようなことをされたのか」など、なるべく記録を残しましょう。問題解決に役立ちます。

Q ハラスメント被害を目撃したらどうすればよいですか？

A 当事者間の個人的な問題として見過ごすのはやめましょう。

- ◆不快な場面や言動を見たり聞いたりしたら、注意しましょう。
- ◆被害を受けた方からの相談に応じましょう。相談機関へ申出を行う場合など、必要があれば証人になりましょう。
- ◆被害を受けた方に相談機関へ申出を行うことをすすめましょう。
- ◆ハラスメントの申出は、被害を受けた方だけではなく、それ以外の方も行うことができます。被害を受けた本人が申出を行うことができないときは、代わりに相談機関へ連絡しましょう。

Q 相談内容について秘密は守られますか？

A 守ります。

- ◆ハラスメント相談機関には職務上知り得た情報について守秘義務が課せられています。
- ◆相談者および関係者に関する個人情報の保護と秘密厳守には特に留意します。

学校法人福岡大学 ハラスメント防止対策委員会

〒814-0180 福岡市城南区七隈八丁目19番1号

パンフレットの掲載内容に関する問合せ
人事部人材開発課 TEL 092-871-6631(内線2152)



Stop Harassment!

学校法人福岡大学は、
ハラスメントのない快適な環境を作り出し、
維持することに努めます。



ハラスメントとは？

教育、研究、医療、就労の場におけるハラスメントは、主に以下の5つが類型として挙げられます。いずれかのハラスメントに典型的に該当する場合もありますが、相互に複雑に絡み合いながら発生することも多く、それぞれの境界は明確なものではありませんので注意が必要です。

セクシュアル・ハラスメント

例えば…

- ◆相手が嫌がっているにもかかわらず、何度も交際を求めたり、つきまとったりすること。(電話、メール、SNSなどを含む)
- ◆相手の髪や体を触ったり、長い間じっと見つめたりすること。
- ◆同性愛や性同一性障害などの性的少数者をからかうなどして、いたずらに不快感を与えること。

アカデミック・ハラスメント

例えば…(教員が正当な理由なく)

- ◆特定の学生に対して、学位や単位取得について不当に低い評価を行うこと。
- ◆教育・研究上の指導を拒否または放置したり、文献・図書・機器類の使用を制限したりすること。
- ◆学生の就職活動を禁止または妨害すること。

パワー・ハラスメント

例えば…

- ◆業務上の指導や注意の範囲を超えて、人格を著しく傷つける発言をすること。
- ◆職務上、必要な情報を意図的に伝えないこと。
- ◆仕事を取り上げ、雑用だけをさせること。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント(マタニティ・ハラスメント、ケア・ハラスメント)

例えば…

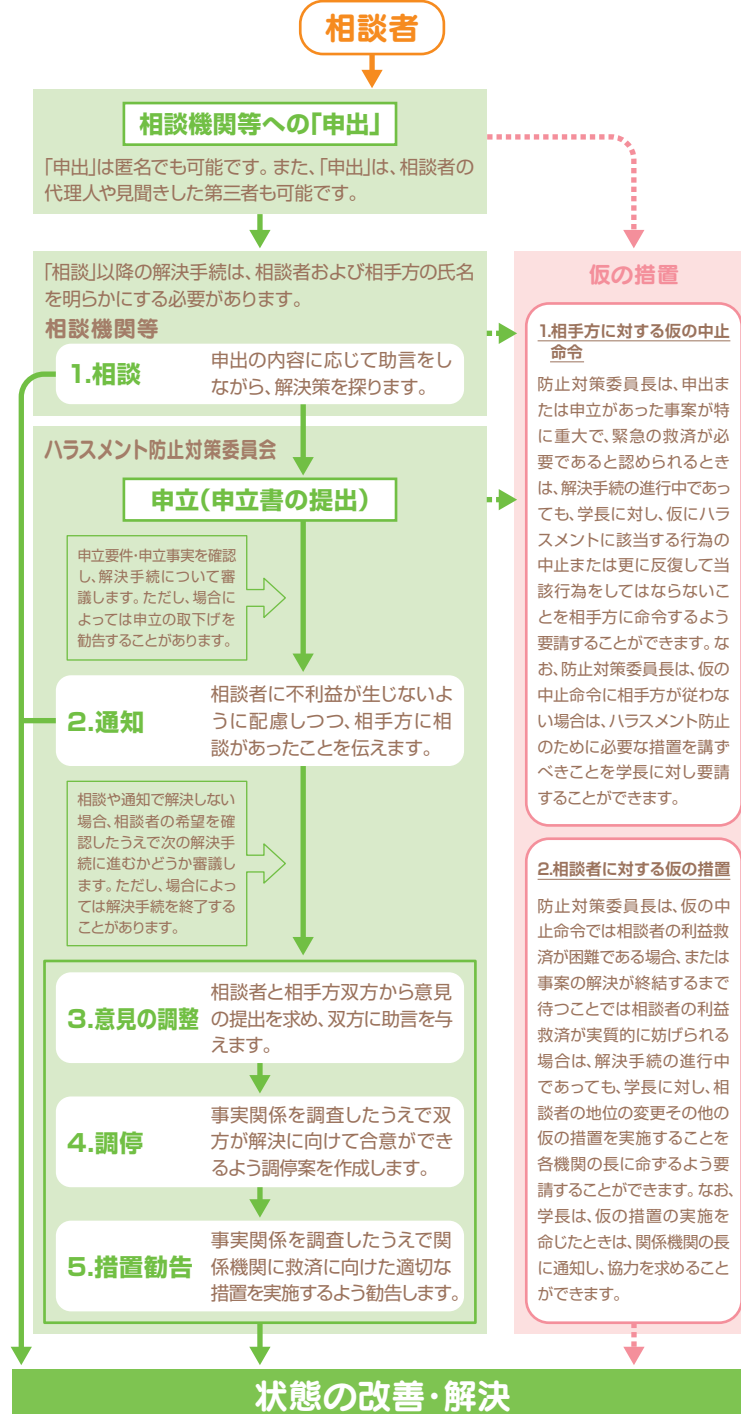
- ◆育児休業の取得について相談した部下(男性)に対して、「男のくせに育児休業を取るなんてあり得ない。」と発言して、その部下が取得を諦めざるを得ない状況になること。
- ◆妊娠した職員に対して、「妊娠するなら忙しい時期を避けるべきだった。」と繰り返しまたは継続的に発言して、その職員が就業するうえで看過できない程度の支障を生じさせること。
- ◆上司・同僚が「自分だけ短時間勤務をしているなんて周りを考えていない。迷惑だ。」と繰り返しまたは継続的に発言して、その職員が就業するうえで看過できない程度の支障を生じさせること。

その他のハラスメント

例えば…

- ◆宴会の席で飲酒を強要したり、意図的な酔いつぶし行為をしたりすること。
- ◆相手の同意を得ることなく、インターネット上に他人の個人情報や写真を公開すること。
※SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の利用に際しては、例えば悪意がなかったとしても、相手を傷つけてしまうことやハラスメントに繋がることがありますので、十分に注意しましょう。

ハラスメント対応の流れ



※詳細については、ハラスメント防止啓発ガイドライン(FUポータル掲載)をご参照ください。
※2018年6月1日現在

相談機関

- ◆ハラスメントに関する申出は、メール、電話、面談、手紙などで受け付けます。
- ◆匿名であっても申出は可能です。ただし、「相談」以降の解決手続は、相談者および相手方の氏名を明らかにする必要があります。
- ◆自分の所属にかかわらず、どの相談機関にも自由に申出を行うことができます。また、①～④以外の職員や関係機関にも申出は可能です。

①ハラスメント防止対策委員長

副学長

小野寺 一 浩

②ハラスメント防止対策委員

人文学部教育・臨床心理学科教授

村上 久美子

法学部教授

菅原 和 行

経済学部准教授

山下 耕 治

商学部准教授

岡 陽 子

工学部電子情報工学科教授

太郎丸 真

薬学部教授

山内 淳 史

スポーツ科学部教授

築山 泰 典

福岡大学病院精神神経科助教

飯田 仁 志

福岡大学病院副看護部長

窪山 矢 季

人事部長

本村 幸 隆

ヒューマンディベロップメントセンター長(経済学部教授)

梶井 昌 邦

③ハラスメント相談員

人文学部教育・臨床心理学科准教授

本山 智 敬

理学部化学科准教授

仁部 芳 則

工学部電子情報工学科助教

太田 真 衣

医学部看護学科教授

江藤 真 紀

福岡大学筑紫病院副看護部長

渡邊 直 美

福岡大学西新病院看護師長

岸本 早 苗

附属大濠高等学校教諭

宮口 垂 矢

附属若葉高等学校教諭

松井 馨 代

④ハラスメント相談窓口

学生課

ヒューマンディベロップメントセンター

人材開発課

※2021年4月1日現在



ハラスメント相談専用メールアドレス
harassment@adm.fukuoka-u.ac.jp